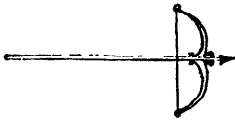


談話室

製造物責任法制定への流れと
コンピュータプログラム

—われわれは黙っていてよいのだろうか†—

河村 正 憲†

1. はじめに

米欧ではいわゆる製造物責任が制度として確立し、時には厳しすぎるくらい厳しくメーカーの責任が追求される状況にある。アメリカではコンピュータプログラムも、もはや責任追求の蚊帳の外ではない。日本における法制定への動きも、産業界の強固な反対のための一進一退はあるもののすでに最終段階にある。しかるに、情報処理の関係者には法や社会制度とのかかわりについては無頓着なところがあるとみえ、製造物責任法制定にかかる議論への業界からの参加はほとんどないようである。

法は制定されると独り歩きを始める。そして製造物責任法成立後近々のうちに、アメリカにおける同じくコンピュータプログラムも該法の適用を受ける事態になることはほぼ間違いない。したがってわれわれの声を法に反映させるには今われわれが声をあげなければならない*が、そのためにはまずコンピュータプログラムの関係者に法との関わりについての関心をもっていただかなければならない。以下の拙文がそのための踏石になれば幸いである。

2. 「製造物責任」、「製造物責任法」とは

「製造物責任」については「人の生命・身体に直接かかわる重大かつ回復困難なもの」に限定する説もある**が、ここでは「その時代の一般市民の意識として備えていることが当然である『安全』の欠落が原因または誘因になって生じる脅威

を解消し、生じた損害を補填すべき責任*」としておく。かかる責任は現在でも製造者が負わないわけではないが、「必要な安全が確かに欠落し」かつ、「それが原因の損害」であっても、「安全の欠落につき製造者に故意・過失があった」ことを被害者が証明しなければならず、それが被害救済の隘路になっている。「十分に安全であった」ことの証明の責任を高度な技術力と豊かな資金力をもつ製造者に求めることにし、それによって両当事者のバランス回復をはかるのが「製造物責任法」の眼目である。

3. 各法(案)とコンピュータプログラム

政党・弁護士会などが精力的に取り組んだ成果としていくつかの案が公にされているが、対象については単に「すべての動産」とか「流通におかれたすべての物」と記すのみで、コンピュータプログラムの扱いは今一つ明確ではない。「法にいかにかのせるか」つまり「法においてどう扱われるべきか」を議論するには、「コンピュータプログラムとはどのようなものなのか」の解明がその前に必要と思うが、それもまだのように感じられる。学界の議論でも、コンピュータプログラムの認知は十分ではない。コンピュータプログラムが「製造物責任法(案)」という「製造物」であるか否かは、大勢すら不明のようにみえるのである。

4. 典型的な製造物

製造物の典型は「一般消費者が使用する大量生産の工業製品**」である。典型的な製造物は、私は次の二つの特徴をもっていて考える。すなわち、

† Computer Program & Its Product Liability —with a Rough Sketch on the Role of Computer System Engineer—by Masanori KAWAMURA (Hokkaido Professional school of Electronics).

†† 北海道電子工学専門学院

* もちろん、改正を働きかけることはできる。

** 熊本地方裁判所昭和49年判決。

* 松本恒雄：製造物責任の現状と展望4 製造物，NBL No. 457，(社)商事法務研究会，'90. 5. 15. 他。

** 松本俊次：PL 予防のための安全設計ノート，日刊工業新聞社，'91. 7.

①最終性……………一般消費者に向けられている。消費材。

②製品性……………機能部品をさらに付加することなく、目的とする満足の主たる部分を得ることができる。エネルギーないしエネルギー源とデータの外からの供給、付加は受ける。

家電製品も車も、この二つの特徴を確かに有している。ワープロやファミコンもそうである。

5. コンピュータプログラムの特性

コンピュータプログラムには典型的な製造物とは違った特性がいくつかある。また、業界関係者その他から製造物責任とかかわりのある主張がいくつかなされている。以下、私見を含めて列記する。

① 人はコンピュータプログラムがインストールされたコンピュータシステムを操作する。生のコンピュータプログラムそれ自体は、一般消費者が扱うものではない。

② コンピュータシステムの働きと動きはコンピュータプログラムの論理によって広い意味で確定している。コンピュータシステムを扱う人の解釈や思考がコンピュータプログラムの論理に割り込んだり、それを改変したりすることはない。

③ 電子回路によって機能の実現をはかるかコンピュータプログラムによるか、また他の方法を使うのかは各企業の販売ないし製造戦略による選択の結果である。いかにして機能を実現するかにつき、論理的ないし技術的確定性や必然性が必ずあるわけではない*。コンピュータプログラムによっているか否か、コンピュータプログラムが含まれているか否かだけで責任の存否や内容が異なり得るとすることは妥当ではない。

④ 「コンピュータプログラムは作成に膨大な人手を要し、そのため完全を期することができない。」との主張があるが、説得性は高くない。家電製品や車なども市場に置かれるまでの間に多くの人手を要しているが、それ自体の開発・製造の技術はもちろん、安全の解析・評価などの技術展開、人間工学的知見の蓄積により必要な安全を作り込んでいるはずである。

⑤ コンピュータプログラムはコピーの作成が容易かつきわめて確実である。したがって、原本の品質が保障できれば製造誤差や製造上の過誤はほとんど問題にならない。この点は他の工業製品に比べ品質保証の上で有利な特質である*。

6. コンピュータプログラムと製造物

コンピュータプログラムで実現される機能につき、最終性と製品性を併せ備えるものは、当該コンピュータプログラムが組み入れられたコンピュータシステムであり、家電製品や車に対応するものはそれである。コンピュータプログラムの製造物責任については、したがって当該コンピュータプログラムを構成要素とするコンピュータシステムの安全に、当該コンピュータプログラムがいかに関わるかを起点に論ずべきと考える。そしてその上で、責任発生時期、危険を負担すべき者、責任範囲につき社会的合意に達するための議論を深めべきである。

7. 法制定への議論に何を加えるべきか

コンピュータプログラムが組み入れられたコンピュータシステムの安全につき、コンピュータプログラムの提供者は相当の責任を負担すべきと私自身は考えている**が、コンピュータメカには「コンピュータプログラムは製造物責任法の対象にはできない。」と考えている方もいるようである。

どのように解するにせよ、技術の状況のまっとうな理解の上での法制定が必要と考えるのであれば、われわれは今、われわれの解するところと求めるところを強く社会に向けてアピールしなければならない。すなわち、コンピュータプログラムがごく普通の工業製品とどこが、なぜ、どのように違うのかを含め、コンピュータプログラムやコンピュータシステムがどのようなものであるのかを業界の外の人たちに理解していただくための努力をしなければならない。またわれわれは製造物責任がなぜ問われているのかをおのおの判断し、コンピュータプログラムがかかる流れの外にあるべきか否かについてわれわれが考えるところを法の関係者、特に国民生活審議会***の方々伝える

* 既存のコンピュータを使う場合でも、ボード追加を考えるかプログラムだけでいくか、コンピュータの機能のどれをどのように利用するかなどで、多くの選択がある。

* 機能の経時劣化がないことも有利な特質である。

** 論拠については「人文科学とコンピュータ研究会」へ投稿予定の拙文および「法とコンピュータ学会」投稿拙文の参照をお願いする。

*** 製造物責任法の審議を主管。

こともしなければならぬ。技術の側からの問題の提起なしに技術に携わる者の立場にも十分配慮した解決がはかられる可能性は高くないと考えるからである。

なお尠越ながら、法、特に立法の審議・提案に携わる方々には、議論を「コンピュータプログラムを製造物に含め得るか否か。」に留めず、「どのように扱われるべきと考えるのか。なぜ、そのように考えるのか。」の主張の披瀝をぜひお願いしたい。

参 考 文 献

- 1) 北川善太郎：技術革新と知的財産法制，有斐閣，(Mar. 1992)。
- 2) 浦川道太郎：コンピュータソフトウェアの製造物責任，法とコンピュータ No. 10 (Sep. 1992)。
- 3) 朝見行弘：入門製造物責任法4 製造物責任法の適用範囲，法学セミナー No. 446，日本評論社，(Feb. 1992)。
- 4) 日本私法学会第54回大会シンポジウム民法部会：製造物責任，私法 No. 53，有斐閣 (1991)。

(平成5年4月15日受付)



河村 正憲 (正会員)

1947年生。1971年北海道大学理学部物理学科卒業。1979年中央大学法学部法律学科(通信制)卒業。能美防災(株)等で、火災センサおよびマイクロコンピュータ応用システムの研究・開発に従事し、コンピュータシステム等の安全や信頼性に関心をもつ。情報処理サービス会社にて、汎用機による事務システムの開発・運用も経験。1980年代より技術にかかわる法および法制度への興味をもつ。法とコンピュータ学会、セキュリティマネジメント学会、札幌地方自治法研究会各会員。

